

事 務 連 絡
平成26年3月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長
医療経理室長

医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）の補助対象における賃貸借等における取扱について

標記については、平成9年4月30日発出の医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について（健政発第427号）により、補助金の交付対象となる建物が開設者の所有でない場合は、補助金の交付の対象外としてきたところである。

しかし、有床診療所等の防火対策については、昨年10月に福岡市内の有床診療所で発生した火災事故を踏まえ、消防庁が「有床診療所火災対策検討部会」を設置し、スプリンクラーの設置基準などについて議論されるなど、有床診療所等の防火安全対策の更なる徹底が社会的に要請されていることを踏まえて、厚生労働省としても、有床診療所等へのスプリンクラー等の整備を早急に普及させる必要があると考えることから、本補助事業については、賃貸借契約等による場合であっても補助の対象とする。

なお、スプリンクラー等補助対象設備は財産の処分制限が付されることから、建物所有者の所有とはせずに、補助事業者の所有とすることを条件として求める。